

成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針  
－消費者教育の実践・定着プラン－

若年者への消費者教育の推進に関する  
4省庁関係局長連絡会議決定  
2022年3月31日

成年年齢引下げを見据え、2018年2月に若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）を、消費者庁、法務省、文部科学省及び金融庁（以下「関係4省庁」という。）で構成される若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議で定め、2020年度までの3年間を集中強化期間として取組を推進してきた。

また、2021年度は、成年年齢引下げ前の最終年度に当たることから、2021年3月に「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーン（以下「キャンペーン」という。）を同会議で定め、アクションプログラムの内容も取り込んで重層的に取組を実施してきた。

成年年齢引下げ後の2022年度以降は、高等学校段階のみならず、社会人も含めた若年者への切れ目のない対応へと進展させ、若年者における消費者被害の状況等も踏まえつつ、成年年齢引下げ後の消費者教育の実践・定着に向けて関係4省庁が連携して消費者教育の取組を推進していくため、アクションプログラムに代え2022年度以降今後3年間の「成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針－消費者教育の実践・定着プラン－」（以下「推進方針」という。）を定める。

**I 実践的な取組の推進・環境整備**

1. 学校等における消費者教育の推進

(1) 高等学校等における消費者教育の推進

- ・学習指導要領の趣旨の周知・徹底【文部科学省】
- ・実践的な消費者教育等の推進【消費者庁・法務省・文部科学省・金融庁】
  - 実践的な教材や啓発資料、実務経験者の活用促進
  - 消費者教育コーディネーターの配置促進・活動の底上げ
- ・教員の養成・研修の推進【文部科学省・消費者庁・金融庁】
  - 教職課程における消費者教育の内容の充実
  - 現職教員に対する研修等の充実

等

(2) 大学等における消費者教育の推進

- ・大学、専門学校等と消費生活センター等の連携、実務経験者の活用の促進【消費者庁】

- ・成年となる大学の学生に対する消費者被害防止に向けた指導等【文部科学省】
- ・大学等における金融経済教育講座の実施【金融庁】  
等

(3) 事業者等における若年者向け消費者教育の推進

- ・事業者等の新人研修等を活用した消費者教育の促進【消費者庁・金融庁】  
等

2. 若年者に対する広報・啓発（注意喚起・情報発信等）

- ・若年者の消費生活相談の状況や消費トラブルへの対処等の傾向を踏まえた注意喚起【消費者庁】
- ・若年者が社会の一員として相互に情報共有する活動の推進【消費者庁】
- ・成人式、入学時ガイダンス等を活用した情報発信【消費者庁・文部科学省】
- ・シンポジウム等を活用した啓発【消費者庁・法務省・文部科学省・金融庁】
- ・SNS等を活用した情報発信【消費者庁・法務省・文部科学省・金融庁】  
等

3. 若年者を支える社会的な環境の整備

- ・消費者ホットライン 188 の周知広報【消費者庁】
- ・消費生活相談のデジタル化等若年者が相談しやすい体制整備及び周知【消費者庁】
- ・親世代を含めた若年者周辺の人へのシンポジウム等を活用した啓発・情報発信【消費者庁・法務省・文部科学省・金融庁】（一部再掲）  
等

Ⅱ コンテンツの充実・活用の促進

- ・実践的な消費者教育に資する動画、教材等について、SNSやウェブサイト・ポータルサイト等を通じて活用を促進【消費者庁・法務省・文部科学省・金融庁】  
等

Ⅲ 進捗状況のフォローアップと推進方針の見直し

- ・推進方針に基づく各施策の進捗状況のフォローアップを毎年度行い、推進方針の着実な実施を確保するとともに、若年者に対する調査を行い、必要な施策について検討する。その際、必要に応じて消費者教育推進会議等の意見を聴く。
- ・施策の進捗状況や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて推進方針の見直しを行う。  
等

以上